

平成28年第3回置戸町議会臨時会

平成28年6月17日（金曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 4号 専決処分の報告について

日程第 4 報告第 5号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第 6号 専決処分の報告について

日程第 6 報告第 7号 平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7 議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定について

日程第 8 議案第40号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第41号 工事請負契約の締結について

日程第10 議案第42号 工事請負契約の締結について

日程第11 議案第43号 工事請負契約の締結について

日程第12 同意第 1号 置戸町副町長の選任について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 4号 専決処分の報告について

日程第 4 報告第 5号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第 6号 専決処分の報告について

日程第 6 報告第 7号 平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7 議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定について

日程第 8 議案第40号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第41号 工事請負契約の締結について

日程第10 議案第42号 工事請負契約の締結について

日程第 1 1 議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について

日程第 1 2 同意第 1 号 置戸町副町長の選任について

○出席議員（10名）

1 番 前 田 篤 議員	2 番 澁 谷 恒 壹 議員
3 番 高 谷 勲 議員	4 番 佐 藤 勇 治 議員
5 番 阿 部 光 久 議員	6 番 岩 藤 孝 一 議員
7 番 小 林 満 議員	8 番 石 井 伸 二 議員
9 番 嘉 藤 均 議員	10 番 佐 藤 純 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町 長 部 局》

町 長 井 上 久 男	副 町 長 和 田 薫
会 計 管 理 者 鎌 田 満	町 づ くり 企 画 課 長 栗 生 貞 幸
総 務 課 長 菅 野 博 敏	総 務 課 参 与 東 誠
町 民 生 活 課 長 鈴 木 伸 哉	産 業 振 興 課 長 事 務 取 扱 和 田 薫
施 設 整 備 課 長 大 戸 基 史	地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長 須 貝 智 晴
施 設 整 備 課 技 監 高 橋 一 史	町 づ くり 企 画 課 財 政 係 長 小 島 敦 志

《教育委員会部局》

教 育 長 平 野 毅	学 校 教 育 課 長 蓑 島 賢 治
社 会 教 育 課 長 今 西 輝 代 教	森 林 工 芸 館 長 五 十 嵐 勝 昭
図 書 館 長 深 川 正 美	

《監査委員部局》

代 表 監 査 委 員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 田 中 英 規	議 事 係 長 尾 俊 輔
臨 時 事 務 職 員 中 田 美 紀	

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成28年第3回置戸町議会臨時会を開会します。

最初に、5月に執行された置戸町長選挙後初めての町議会となりますので、井上町政5期目の始りにあたり、町長より挨拶があります。

それでは、町長、登壇願います。

○井上町長〔登壇〕 この度の町長の改選にあたりまして、町民皆様の暖かいご支援を頂き、無投票で5期目の栄誉を賜りました。この事は私自身に取りまして大変名誉な事がありますが、同時に町長としての職責の重さが一層高まったものと考えております。暮らしの中で私たちの先人は、太陽は日々に新しいという固持を残しております。太陽は日ごとに新しい変化があり、違っていくように、人も日一日と進歩していくということではありますが、この言葉の意味するところを日々心に刻み、町民皆さんの笑顔が輝くまちづくりを目指して誠心誠意尽くして参りたいと思っております。

さて、21世紀が地方分権型社会と言われて16年、私たちを取り巻く環境も大きく変わりました。人口減少が進み少子高齢社会の足音は、日を追うごとに大きくなっている中、一昨年に成立した、まち・ひと・しごと創生法は、東京一極集中の是正に舵を切ったかに見えましたが、地方創生はいつの間にか一億総活躍社会の影に隠れてしまったようにも感じます。こうした厳しい現実を十分に意識しながら、置戸町が将来にわたって安定した歩みが続けられるよう努力をして参りたいと決意をしているところであります。

5期目の町政に対する所信、施策につきましては、今月下旬の町議会定例会の冒頭で述べさせていただきますと存じます。

また、本臨時会には、副町長の選任を提案しておりますが、引き続き和田副町長の選任同意について宜しくお願いを申し上げます。

昨年、節目の100周年を迎えた本町は、新たな第一歩を踏み出しました。多くの先達者によって築いて頂いた置戸町の輝かしい歴史の上に、自分たちが住んでいる町は自分たちがつくっていくという気概のもと、職員共々そうしたまちづくりを進めて参りたいと思います。議員の皆様、町民の皆様のご指導、ご協力を心からお願いを申し上げます。宜しくお願ひ致します。

○佐藤議長 以上で、町長のご挨拶を終わります。

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 岩藤孝一

議員及び7番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第39号から議案第43号。

・報告第4号から報告第7号。

・同意第1号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第3、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

○佐藤議長 本案に対し、報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第4号は、専決処分の報告についてでございます。内容につきましては、町民生活課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 報告第4号につきましてご説明致します。

報告第4号 専決処分の報告について。

置戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成28年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の

承認を求める。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方税法等の一部改正に伴い、平成28年4月1日施行に係る置戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日、置戸町長井上久男。

次のページをご覧ください。

置戸町条例第18号。

置戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

置戸町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別冊の報告第4号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例によりご説明を致しますが、その前に今回の改正の趣旨につきましてご説明致します。

平成27年6月開催の第4回置戸町議会定例会で可決頂きました、置戸町税条例等の一部を改正する条例中、附則第5条の町たばこ税の税率改正についての経過措置等につきまして規定の整備が必要な旨、平成28年3月31日付で国より通知があり、施行日が、平成28年4月1日となることから専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を致しますので、報告第4号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をご覧ください。

左が項目、右が改正概要となっております。

項目の欄、改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

附則第5条第3項の改正ですが、附則第5条第2項に規定する経過期間中の税率の適用を受ける際の申告納付の手続きについて、使用する申告書等の様式を定めておりますが、それぞれ表の左の欄、第98条第1項、これは卸売販売業者等が行う申告納付の様式等を定めておりますが、第34号の2様式を施行規則第34号の2様式に整備をするものです。同様に、下の98条第2項、この規定は総務大臣が指定した卸売販売業者が行う申告納付の様式等の規定ですが、第34号の2の2様式を施行規則第34号の2の2様式に。

次のページをご覧ください。

第98条第3項、還付を受けようとする場合に使用する様式等ですが、第34号の2の6様式を施行規則第34号の2の6様式に。第98条第4項、修正申告を行う場合に使用する様式等ですが、第34号の2様式を施行規則第34号の2様式に整備するものです。

なお、経過期間中は表の右側に記載のある、改正前の様式を使用する規定となっております。

参考までに、第5条第2項、3級品に係る適用税率の段階的引き上げを記載しておりますので、後程ご確認をお願いします。

3ページをご覧ください。

第5条第7項の規定の整備ですが、第5条第4項に規定する手持ち品課税の際の申告や、納付方法・様式等の読み替え規定を列記しておりますが、その内、表の左側、第100条の2を第100条の2第1項に整備するものです。

なお、手持ち品課税とは、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不正利得を防止するために、差額に対し課税するもので、平成28年度分は、千本あたり430円を課税することになります。

第5条第10項の規定の整備ですが、第5条第9項に規定する手持ち品課税の際、第5項から第8項までを準用する規定となりますが、第7項関係の整備として表の太字の部分を整備するものです。

平成29年度の手持ち品課税につきましては、千本あたり430円となります。

4ページをご覧ください。

第5条第12項は、10項の整備同様、平成30年4月1日前の在庫分への手持ち品課税に関する規定の整備となります。第5条第14項も同様に、平成31年4月1日前の在庫分への手持ち品課税に関する規定の整備となります。

報告第4号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第4号 専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号については、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第4号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第4 報告第5号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第4、報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

○佐藤議長 本案に対し、報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第5号は、置戸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。報告の内容につきましては、町民生活課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 報告第5号につきましてご説明致します。

報告第5号 専決処分の報告について。

置戸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成28年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

行政不服審査法の施行に伴い、平成28年4月1日施行に係る置戸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日、置戸町長井上久男。

次のページをご覧ください。

置戸町条例第17号。

置戸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、平成28年3月の置戸町議会定例会にて、行政不服審査法の改正に伴い、委員会条例の一部改正につきまして可決頂きましたが、3月31日付で国より規定の整備が必要な旨、通知がございましたので所要の改正を行い専決をさせて頂いたものです。

改正条例は、条例の一部改正を第1条で、条例の一部を改正する条例の一部改正を第2条で規定しております。

それでは、第1条につきましてご説明申し上げます

置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第1条 置戸町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第26号の1）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別冊の報告第5号説明資料、置戸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例でご説明致しますので、資料をご覧ください。1枚ものの資料となります。

左の欄が項目、右の欄が改正概要となります。

項目の欄、第1条の改正、第12条第1項、議事についての調書の規定中、前3条を、第7条から第9条に改めるものです。

前回、一部改正を行った際に、第12条の前に第10条と第11条を追加したため、整備を行うものでございます。

本議案にお戻り下さい。

続きまして、第2条の改正につきましてご説明致します。

置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

先程と同じ、報告第5号説明資料、中段、第2条の改正をご覧下さい。

平成28年3月の置戸町議会定例会で可決頂きました、条例の一部改正の一部改正となりますが、附則の改正を行うものでございます。

改正概要をご覧下さい。経過規定の整備となります。

固定資産評価審査委員会に対する審査の申出期間は、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨を市町村長が公示等をした日から、納税通知書受付後3ヶ月までの間とすることから、各規定に基づく公示等がなされた日の前か後かで適用を区分する内容に改めるものです。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第5号 専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号については、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第5号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第5 報告第6号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第5、報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

○佐藤議長 本案に対し、報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第6号は、平成27年度置戸町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の報告についてでございます。内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第6号の説明を致します。

報告第6号 専決処分の報告について。

平成27年度置戸町一般会計補正予算（第9号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成28年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

次のページをお開き願います。

このページにつきましては、専決の処分書面ですので説明を省略させていただきます。

次のページをご覧ください。内容について説明を致します。

平成27年度置戸町一般会計補正予算（第9号）

平成27年度置戸町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,158万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,671万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正の内容について説明を致しますので、別冊、平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）の8ページ、9ページをお開き下さい。（以下、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）、別添のとおり）

○佐藤議長 これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書（第9号）、8ページ、9ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税。2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款地方消費税交付金。7款自動車取得税交付金。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

10款交通安全対策特別交付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

○佐藤議長 これから、報告第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

○佐藤議長 これから、報告第6号 専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号については、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第6号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第6 報告第7号 平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について

○佐藤議長 日程第6、報告第7号 平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

○佐藤議長 本案に対し、報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第7号は、平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第7号について説明致します。

報告第7号 平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものでございます。

次のページをお開き下さい。

平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、平成27年度置戸町一般会計補正予算(第8号)で、平成27年度、国の補正予算に関連して予算措置を致しまし

た、情報セキュリティ強化対策事業他3事業につきましては、年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行っております。3月31日に翌年度会計に繰越、5月31日付で繰越計算書を調整致しましたので、議会に対して報告するものでございます。

内容につきましては、表に記載のとおりですが、2行目の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は、繰越予定額を2,045万6,000円としておりましたが、平成27年度中の執行済経費、システム改修費23万6,000円を差し引いた、2,022万円を。その他の3事業につきましては、同額を繰越致しました。下段の計欄をご覧ください。繰越予定の金額1億7,778万円、実際に翌年度へ繰越した金額は、1億7,754万4,000円。財源内訳につきましては、国庫支出金2,547万円。道支出金1億963万円。地方債520万円。その他として931万円。一般財源2,793万4,000円となっております。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○佐藤議長 本案に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

○佐藤議長 これから、報告第7号 平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第7号については、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第7号 平成27年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定についてから

日程第11、議案第43号 工事請負契約の締結についてまで

————— 5件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第7、議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定についてから日程第11、議案第43号 工事請負契約の締結についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、議案第39号は、置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定についてであります。また、議案第43号は、工事請負契約の締結についてでございます。この間の議案含めまして、議案の内容について総務課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 まず、議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定について説明致します。

置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例を次のように制定する。

現在、特別職の給料額につきましては、町長は、月額70万円。副町長、59万円。教育長、54万5,000円となっております。町長の給料額は、平成13年3月までは、現在も条例本則で規定しております、87万5,000円ですが、現町長就任後の平成13年4月から、10%を削減。2期目となりました、平成17年4月からは、更に10%を削減し、70万円としております。副町長及び教育長の給料につきましても、平成13年4月から、副町長10%、教育長5%。平成17年4月から、副町長、教育長は、それぞれ5%の引き下げを実施しております。その実施期間につきましては、町長の任期期間であります、平成28年6月9日まで行うことと定めており、以降の給料額は、本則の規定に戻ることになっております。本町の財政状況は、財政健全化を表す健全化判断比率は、健全性が保持されておりますが、人口の減少や景気の減少に伴う税収の減少、また4月の熊本地震の地震復興財源の捻出等、国の財政状況は極めて厳しい環境になることが予想され、地方に対しても特別地方交付税の特別枠の減少等、財源確保は一層厳しい状況となることが予想されております。この度の町長改選を受け、特別職の給料額について、特別職自ら範を示すべきとのことの意向を踏まえまして、本則に規定する額から、町長は20%減の70万円。副町長は15%減の59万円。教育長は10%減の54万5,000円とするよう提案をするものであります。

なお、今回提案する特例条例は、町長の任期期間の平成32年6月9日までと致しています。この度の特別職の給料決定にあたり、6月10日、特別職報酬等審議会を開催し、給料額を現行額まで引き下げることについて、その旨諮問致しました結果、給料の引き下げ額については、妥当であるとの旨の答申を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。ご審議のほど宜しくお願い致します。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成32年6月9日限り、その効力を失う。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第40号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

- 菅野総務課長 議案第40号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

期末手当基礎額につきましては、条例の規定により給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算する、いわゆる役職加算を支給するよう規定しておりますが、本年3月まで凍結しておりましたものを、4月から10%で5%減額して支給することとしました。今回の改正は、その期間を町長の任期期間の平成32年6月9日までとするものです。

なお、資料としてお配りしております、議案第40号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

- 佐藤議長 次に、議案第41号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

- 菅野総務課長 議案第41号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。
記。

1、目的、社会資本整備総合交付金事業 公営住宅建設工事。

心和町内銀河線跡地のまちなか団地に、木造平屋建2LDK2棟、3LDK1棟の3棟6戸を建設しようとするものです。住宅面積は、2LDK1戸当たり、66.34平方メートル。3LDK1戸当たり、74.45平方メートルです。

2、方法、指名競争入札。

3、金額、1億1,534万4,000円。

4、相手方、北見市本町3丁目5番2号、北洋建設株式会社代表取締役小原誠。

なお、工期につきましては、平成28年11月30日までとしております。次に、入札の執行状況についてお知らせ致します。入札執行日は、平成28年6月7日に実施しました。入札業者は、町内及び町外の建設業者5社、入札回数は1回で落札となりました。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

- 佐藤議長 次に、議案第42号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

- 菅野総務課長 議案第42号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。
記。

1、目的、置戸地区簡易水道再編推進事業 置戸浄水場外建設工事。

工事の概要ですが、置戸浄水場1箇所、着水上屋1箇所、管渠工ダクタイル鑄鉄管K形3種75ミリを1メートル布設します。推進工1箇所、橋梁添架2箇所を整備しようとするものです。

2、方法、指名競争入札。

3、金額、1億1,340万円。

4、相手方、北進・吉崎経常建設共同企業体。代表者、常呂郡置戸町字置戸22番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。構成員、北見市北4条東7丁目1番地、株式会社吉崎工業所代表取締役社長三浦樹美雄。

なお、工期につきましては、平成28年12月16日までとしております。次に、入札の執行状況についてお知らせします。入札執行日は、平成28年6月7日に実施しました。入札業者は、町内及び町外の建設業者5社。入札回数は1回で落札となりました。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第43号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第43号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

1、目的、置戸地区簡易水道再編推進事業 秋田送水ポンプ場外建設工事。

工事の概要ですが、秋田送水ポンプ場1箇所、北光送水ポンプ場上屋1箇所、管渠工ダクタイル鑄鉄管K形3種75ミリを2,169メートル布設、整備しようとするものです。

2、方法、指名競争入札。

3、金額、1億1,772万円。

4、相手方、遠藤組・天内工業経常建設共同企業体。代表者、常呂郡置戸町字置戸255番地の22、株式会社遠藤組代表取締役遠藤耐藏。構成員、北見市東相内町10番地7、天内工業株式会社代表取締役伊藤嘉高。

なお、工期につきましては、平成28年12月16日までとしております。次に、入札の執行状況についてお知らせします。入札執行日は、平成28年6月7日に実施しました。入札業者は、町内及び町外の建設業者5社。入札回数は1回で落札となりました。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第39号から議案第43号までの提案理由の説明を終わります。

これから、議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定についてから、議案第43号 工事請負契約の締結についてまでの5件を一括議題とし、質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第40号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第41号 工事請負契約の締結について。
質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 まちなか団地についてなんですが、町内中心部にあってということ
で、住まわれている方には大変喜ばれているというふうに思っています。そこでよく聞
かれるんですが、とってもいい町営住宅つくってもらっていいですねっていうような話
の中で、大体坪単価どれぐらいなんですかねっていうようなことをよく聞かれるんです
けども、この金額からして逆算すると、大体アバウトでいいんですが、坪単価になるの
か、平米単価になるのか、大体の金額分かれば教えて頂きたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 坪単価につきましては、今回の請負金額によりまして、2LDK
の部分で、坪当たり3.3平米と換算していますけれども、70万1,000円。それ
と、3LDKにつきましては、71万2,000円というふうになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第42号 工事請負契約の締結について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第43号 工事請負契約の締結について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで議案第39号から議案第43号までの5件について質疑を
終わります。

これから、議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定についてから議案第43号 工事請負契約の締結についてまでの5件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第39号から議案第43号までの5件について、討論を終わります。

○佐藤議長 これから、議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定についてから、議案第43号 工事請負契約の締結についてまでの5件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定についてを採決します。

議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第40号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第41号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第41号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第42号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第42号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第43号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第43号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 同意第1号 置戸町副町長の選任について

○佐藤議長 日程第12、同意第1号 置戸町副町長の選任についてを議題とします。

副町長は退場して下さい。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、同意第1号は、置戸町副町長の選任についてであります。本町副町長に、次の者を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めますのでございます。

後任の方であります。住所は、常呂郡置戸町字置戸398番地の76。氏名は、和田薫氏でございます。生年月日は、昭和27年5月24日生まれで、現在満64歳でございます。

参考までに和田薫氏の経歴等について申し上げます。道立北見柏陽高等学校を卒業されまして、昭和50年3月に東北福祉大学を卒業された後、同年4月に置戸町役場に奉職されました。当時の民生課社会係を振り出しに、町民と直接的に関わりの多い民生課、或いは、福祉課の仕事が長いわけではありますが、昭和59年に住民福祉課福祉係長、平成3年4月に教育委員会に出向致しまして、森林工芸館の流通デザイン係長を務められました。平成9年に再び福祉係長に戻ったわけではありますが、その後、地域福祉センターの介護支援係長、また、介護支援専門員を歴任され、平成13年4月に地域福祉センター次長、平成16年7月に同所長、平成19年7月に町づくり企画課参与、平成20年10月に町づくり企画課長、そして、平成21年11月からは教育長に就任され、平成24年6月から副町長に就任をされまして、この6月18日をもって任期満了ということになります。

以上、和田薫氏の経歴の概略を申し上げますけれども、和田薫氏を副町長として選任致したく議会の同意を求めますのであります。宜しく願いを申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第1号 置戸町副町長の選任についてを採決します。

4番。

○4番 佐藤議員 当事者とは親族関係になりますので、表決につきましては退席の議長の許可を求めます。

○佐藤議長 4番議員の申し出を許可します。
退席を許します。

(4番 佐藤勇治議員 退席)

○佐藤議長 これから、同意第1号 置戸町副町長の選任についてを採決します。
本案に同意することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第1号 置戸町副町長の選任については、同意することに決定しました。

副町長、4番議員の復席を求めます。

(副町長、佐藤勇治議員入場、着席)

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成28年第3回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時34分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長田中英規が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
